

社会福祉法人本部監査結果(令和6年度)

監査実施日	法人名	所在地	文書指摘事項	改善状況	対応(参考)
令和6年9月4日	社会福祉法人 美郷町都賀保育園	美郷町	自己の職務の執行状況の理事会への報告について、理事会運営規程では、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上報告するよう定めているが、令和5年度においては、第1回理事会でのみ報告されていることが確認されたので、規定に基づいた回数報告を行うこと。	改善済	自己の職務の執行状況の理事会への報告について、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上報告するようにする。
令和6年9月19日	社会福祉法人 邑南町社会福祉協議会	邑南町	1.平成20年4月1日最終施行の「社会福祉法人邑南町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」は、平成29年4月1日適用の「社会福祉法人邑南町社会福祉協議会役員及び評議員、部会、委員会の委員の報酬並びに費用弁償に関する規程」との関係を整理し、最新のものをWAM-NETに掲載すること。	改善済	1.平成29年4月1日適用の「社会福祉法人邑南町社会福祉協議会役員及び評議員、部会、委員会の委員の報酬並びに費用弁償に関する規程」を掲載します。
			2.費用弁償の旅費の金額について、対象者ごとに計算方法に相違があるので、統一すること。	改善済	2.「社会福祉法人邑南町社会福祉協議会役員及び評議員、部会、委員会の委員の報酬並びに費用弁償に関する規程」のとおりに旅費を支給します。
			3.役員等賠償責任保険を保険業者との間で締結する際には、理事会の承認を得ること。	改善済	3.役員等賠償責任保険を保険業者との間で締結する際には、毎年理事会の承認を得ます。
令和6年9月26日	社会福祉法人 隠岐共生学園	隠岐の島町	理事長選定の際の理事会において、招集通知の省略の手続(理事及び監事の全員の同意)が取られていなかったため、今後は適正な手続を取ることに。	改善済	今後は適正な招集通知の省略の手続き(理事及び監事の全員の同意)を取る。
令和6年10月15～16日	社会福祉法人 博愛	隠岐の島町	在任する評議員の人数について、評議員欠員1名の補充がされておらず、現在、評議員7名、理事7名となっているので、理事の人数を超える評議員の人数を確保すること	改善済	評議員候補の推薦及び選任解任委員会の外部委員の選任を進めていたが急遽もう1名欠員が生じ、その補充と合わせて選任解任委員会を開催するため、もう1名の候補を選定中。早期に、選定、推薦を行い、評議員の人数を確保する。
令和6年11月19日	社会福祉法人 仁多福祉会	奥出雲町	業務執行理事の選定にあたり、理事会の議事録が作成されているが、議事録署名人である監事2名の署名がないので、署名を求めること。	改善済	R7.1.15付けで監事2名の署名を得た。
令和6年11月27日	社会福祉法人 よしかの里福祉会	吉賀町	1.評議員及び役員の任期について、定款(第9条、23条)の規定に基づき設定すること。	改善済	1.評議員R9.6月、理事・監事R7.6月と設定し、選任通知書に明記のうえ、通知
			2.評議員及び役員の要件のうち、特殊関係にある者及び兼務関係等を確認すること。	改善済	2.特殊関係調査票の提出により確認する。
			3.理事会を開催し議案を審議する際には、当該議案に特別の利害を有する理事の有無を、審議を行う前に確認すること。	改善済	3.特別の利害関係確認票により確認する。
令和6年12月10日	社会福祉法人 わかば会	美郷町	評議員会の招集について、令和6年度第1回理事会においては、評議員会の開催日時のみ決定され、開催場所、議案等については決定されていなかったため、今後は、社会福祉法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条に規定する事項を理事会にて決定すること。	改善済	評議員会の招集について、開催日時、開催場所、議案等を理事会において決定し、招集する。